

事案の概要について

1. 勧告の内容

- (1) 株式会社F-Power（以下「F-Power」という。）は、今後、電気事業法第2条の13第1項の規定に違反することがないように、需要家に対する説明方法の改善、役職員に対する改善内容の周知徹底等必要な措置を講ずること。
- (2) F-Powerは、前記(1)に基づいて講じた措置について、自社が小売供給契約を締結している需要家に通知すること。
- (3) F-Powerは、前記(1)及び(2)に基づいて講じた措置について、平成30年9月10日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

2. 事実

(1) 本件契約変更の内容

F-Powerが、平成29年11月1日付けで実施した小売供給契約の変更（以下「本件契約変更」という。）は、高圧・特別高圧の需要家に適用される電力需給約款について、中途解約に伴う違約金の適用範囲等を変更するものであり、その変更内容は次のとおりである。また、当該電力需給約款が適用されている需要家数は約4,900件である。

ア 変更前

電力需給約款の変更前は、需要家が契約期間の途中で解約をする場合に、供給開始日から起算して1年未満の解約について、契約期間の残存期間分の基本料金と従量料金に相当する金額を算定する算定式によって算定される金額を中途解約違約金として支払うこととしており、供給開始日から起算して1年経過後の解約については、契約期間の途中で解約する場合でも、中途解約違約金の支払をする必要はないものとしていた。

イ 変更後

電力需給約款の変更後は、平成29年10月31日までに供給を開始した契約で、かつ、平成29年11月1日以降に契約期間が延長されたものについては、需要家が契約期間の途中で解約をする場合は、供給開始日から起算して1年未満であるか1年経過後であるかを問わず、契約期間の残存期間分の基本料金と従量料金に相当する金額を算定する算定式によって算定された金額を中途解約違約金として需要家が支払うものとするとした。

ただし、電力需給約款を変更した時点で既に供給開始日から起算して1年間経過している需要家については、電力需給約款を変更して以降最初に契約期間の延長を行う時期までは、変更前の電力需給約款と同様に中途解約違約金の支払をしなくても解約できることとする特則を設けた。

(2) F-Powerが実施した説明

ア ウェブサイトへの掲載

F-Powerは、平成29年10月3日、本件契約変更を説明するため、同社ウェブサイトの「NEWS ニュースリリース」欄に「2017.10.3 お知らせ 電力需給約款の改定」というリンクを掲示し、当該リンク先に、「電力需給約款の改訂について」と題する文書を掲載した。同文書には、本件契約変更が中途解約の違約金に係る変更であることが読み取れる記載は一切なく、「本件改訂により、弊社からの電力供給に影響を及ぼすものではなく、また現在供給させていただいております電力料金（基本料金、電力量料金）を変更するものではございません。」「改訂内容につきましては下記の弊社ウェブサイトよりご確認ください。」との文言とともに「3. 公開場所」としてURLアドレスが記載されていた。

同URLアドレスにアクセスすると、F-Powerのウェブサイト内の「Q&A よくある質問」と題するページが表示され、同ページの末尾に、「Q：最新の約款内容について教えてもえられますか。」という質問の回答として、「変更箇所」という文言のリンクが掲示されていた。同リンク先にアクセスすると、「電力需給約款（11月1日改訂）変更箇所」と題する文書を閲覧でき、同文書には、変更後の条項及び変更後の内容が表形式で記載されていた。

イ その他の説明

F-Powerは、前記アの掲載のほか、電力料金等を確認するためのオンラインのシステムである「電力見える化サービス」を利用している需要家に対しては、「電力見える化サービス」の「お知らせ」欄等に、前記アの「電力需給約款の改訂について」と題する文書と同内容の通知文を掲載し、平成29年10月5日付けの電子メールで、本件契約変更を通知した。

また、月次の電力料金請求書を郵送している需要家に対しては、前記アの「電力需給約款の改訂について」と題する文書を同封して通知した。

なお、いずれの通知についても、需要家が本件契約変更の内容を知るためには、前記アと同様、F-Powerのウェブサイト内の「Q&A よくある質問」と題するページを経由し、「変更箇所」という文言のリンク先にアクセスする必要がある。

ウ 再度の説明

F-Powerは、平成30年6月4日以降、前記ア及びイの方法により、「電力需給約款中途解約違約金条項の改訂に関するお知らせ（再掲）」と題する文書を掲載、郵送するなどして、本件契約変更につき、供給開始日から起算して1年未満の解約の場合のみならず、契約期間が延長された日から起算し1年未満の解約についても違約金の支払を要するとしたことを明示して、再度の説明を行った。

3. 勧告の必要性

F-Powerが本件契約変更について当初行った説明は、前記2(2)ア及びイのとおり、需要家が閲覧する「電力需給約款の改訂について」と題する文書等には、供給開始日から起算して1年経過後であっても契約期間の途中で解約する場合には中途解約違約金の支払が必要となるという需要家にとって不利益となる変更内容を記載せず、「Q&A よくある質問」のページを経由して、同ページ末尾のリンク先の「電力需給約款（11月1日改訂）変更箇所」と題する文書を閲覧しなければ、当該変更内容が確認できないものであった。また、「電力需給約款（11月1日改訂）変更箇所」と題する文書は、本件契

約変更により変更される条項と変更後の内容を記載したものにすぎず、変更前の内容と対照する記載もないため、需要家が直ちに変更内容を理解することは困難なものであった。小売電気事業者等に供給条件の説明義務が課されている趣旨は、需要家が供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境を整備することにあるから、F-Powerが、同社電力需給約款において、同約款を改定することができることを規定し、需要家の承諾を得ていたとしても、以上の説明は、本件契約変更に関する需要家の十分な理解の形成を図ることを怠ったものと評価せざるを得ないものであり、F-Powerは、電気事業法第2条の13第1項に規定する説明義務を果たしたものと認められず、電力の適正な取引の確保を図るため、前記1記載の措置を講ずるよう勧告する必要があるものと認められる。

以 上